

令和7年5月9日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子
2 番	宮 崎	幸 宏
3 番	笠 継	健 吾
4 番	中 村	日出代
5 番	池 田	廣 志
6 番	杉 原	元 博
7 番	樋 口	作 二
8 番	中 村	一 堯

9 番	松 田	義 太
10 番	勝 屋	弘 貞
11 番	角 田	一 美
12 番	伊 東	茂
13 番	福 井	正
14 番	松 尾	征 子
15 番	中 村	和 典
16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白仁田	和 哉
事務局長補佐	中 島	圭 太
議事管理係長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	吉	牟田	一	広
政	策 総 務 部 長	川	原	逸	生
市	民部長兼福祉事務所長	岩	下	善	孝
産	業 部 長	山	崎	公	和
建	設 環 境 部 長	山	浦	康	則
会	計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤	家		隆
総	務 課 長	嶋	江	克	彰
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	樹
人 権 ・ 同 和 対 策 課 長		山	崎	智 香	子
政 策 調 整 課 長		中	村	祐	介
政策調整監兼DX推進室長		三	ヶ 島	正	和
広 報 企 画 課 長		田	中	美	穂
財 政 課 長		村	田	秀	哲
財 政 課 参 事		森		隆	文
公共施設マネジメント室長		中	尾	勝	徳
市 民 課 長		幸	尾	か お	る
税 務 課 長		山	口		洋
保 険 健 康 課 長		染	川	康	輔
福 祉 課 長		高	本	智	子
産 業 支 援 課 長		松	丸	環	大
商 工 観 光 課 長		中	尾	美 佐	子
農 林 水 産 課 長		星	野	晃	希
農業委員会事務局長		高	本	将	行
建 設 住 宅 課 長		江	島	裕	臣
建 設 住 宅 課 参 事		手	島	秀	康
都 市 計 画 課 長		堀		正	和
環 境 下 水 道 課 長		山	口	秀	樹
環 境 下 水 道 課 参 事		橋	川	宜	明
水 道 課 長		中	村	浩 一	郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		山	口	徹	也

令和 7 年 5 月 9 日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 常任委員の選任の報告
- 日程第 2 議会運営委員の選任の報告
- 日程第 3 議案の上程（市長の提案理由説明）
- 日程第 4 議案第43号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第45号 専決処分事項の承認について（令和 6 年度鹿島市一般会計補正予算（第 8 号））（質疑、討論、採決）
- 日程第 7 議案第46号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 常任委員の選任の報告

○議長（徳村博紀君）

まず、日程第 1．常任委員の選任の報告を行います。

常任委員の選任については、鹿島市議会委員会条例第 8 条第 4 項の規定により報告をいたします。

総務建設環境委員会委員長、笠継健吾議員、同副委員長、釘尾勢津子議員、同委員、松尾征子議員、伊東茂議員、角田一美議員、中村一堯議員、中村日出代議員、私、徳村博紀。

文教厚生産業委員会委員長、杉原元博議員、同副委員長、池田廣志議員、同委員、福井正議員、勝屋弘貞議員、松田義太議員、樋口作二議員、宮崎幸宏議員、中村和典議員。

以上のとおり報告をいたします。

日程第 2 議会運営委員の選任の報告

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第 2．議会運営委員の選任の報告を行います。

議会運営委員の選任についても、条例の規定により報告をいたします。

議会運営委員会委員長、中村一堯議員、同副委員長、福井正議員、同委員、伊東茂議員、松田義太議員、杉原元博議員、笠継健吾議員。

以上のとおり報告をいたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。白仁田事務局長。

○議会事務局長（白仁田和哉君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案４件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から令和７年１月分及び２月分の出納検査結果に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第３ 議案の上程（市長の提案理由説明）

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第３．議案の一括上程であります。

議案第43号から議案第46号までの４議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

おはようございます。今回の鹿島市議会令和７年５月臨時会に提案する議案は、専決処分事項の承認３件、人事案件１件の計４件です。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

初めに、議案第43号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年３月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布され、その一部が４月１日から施行されたことに伴い、軽自動車税の二輪車の車両区分の見直しや、大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税の減免措置の延長を行ったものです。

次に、議案第44号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

これは、本年３月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、その一部が４月１日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び低所得世帯に対する軽減について対象世帯の拡充を行ったものです。

次に、議案第45号 専決処分事項（令和６年度鹿島市一般会計補正予算（第８号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第１項の規定により３月31日付で専決処分しました令和６年度一般会計補正予算（第８号）は、予算の総額に119,938千円を追加し、補正後の総額を16,944,214

千円としたものです。

歳入では、各種交付金、地方交付税などの主要一般財源に係る確定額の計上のほか、ふるさと納税寄附金や学校教育振興寄附金を計上しています。

歳出では、ふるさと納税寄附金の増に伴うふるさと納税推進事業の増額のほか、今後の財政需要に備えるため、財政調整基金への積立てを行い、健全な財政運営に努めるものです。

また、旭九州株式会社様、株式会社岡田電機様、株式会社ハバリーズ様、株式会社佐賀IDC様から御寄附をいただいていますので、それぞれの御寄附の趣旨に従い、有効に活用させていただきます。

最後に、議案第46号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員、田中美穂氏の人事異動により、後任者として、税務課長、山口洋氏を選任したので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

以上、提案しました議案の概要について説明しましたが、詳細については、御審議の際、担当部長、または課長が説明しますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（徳村博紀君）

お諮りいたします。議案第43号から議案第46号までの4議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号から議案第46号までの4議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第43号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．議案第43号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

おはようございます。それでは、議案第43号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について、2ページのとおり、令和7年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正条文につきましては議案書3ページから掲載しておりますが、内容等につきましては

別冊の議案説明資料にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の 8 ページを御覧ください。

1、改正理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、その一部が令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容ですが、大きく 2 点ございます。

まず 1 点目、(1)軽自動車税の二輪車の車両区分の見直しです。

令和 7 年 11 月から新たな排ガス規制が適用されることに伴い、原動機付自転車のうち総排気量が 50cc 以下のものにつきましては、その規制をクリアする開発が困難であることから、今後の生産、販売が終了する見込みとなっております。このような状況を踏まえ、二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が 50cc を超え 125cc 以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下に制御したもの、これを新基準原付といたしますが、これを原付免許で運転できる見直しが行われ、これに伴い、新基準原付の軽自動車税種別割の税率を現行の 50cc 原付と同額の年額 2 千円とするものです。

下段には改正前後の税率の一覧表を掲載しておりますので、御確認をいただきますようお願いいたします。

次に、9 ページをお願いいたします。

2 点目ですが、(2)固定資産税（家屋）の措置についてです。

これは、令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間の特例措置として設けられた長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る翌年度分の固定資産税を減額する措置については、区分所有者から減額措置に係る申告書の提出が必要でありました。今回の改正により、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、要件に該当すると認められる場合にも減額措置を適用することができることとし、その適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することとなります。

最後に、3、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14 番松尾征子議員。

○14 番（松尾征子君）

こういう問題は、毎年この時期になったら専決処分で税の改正などが行われるわけですが、

私は常に、この問題は、国が決めたからということで、そのまま、具体的な審議がないままそれをする。質疑もありますが、これは決まったことで、4月1日から施行されているということで、どうにもならない問題になってくるわけですね。特に後期高齢者の税金の問題などにしましても、今、特に物価高の中で、皆さんたちが本当に毎日の生活をするのさえ大変な中で税金なども値上がりをするということは許されないことで、こういうのを本当に真剣に私たちが論議をしながら、例えば、国が4月1日から施行としておっても、やっぱりこゝとしてそういうものをはっきりと審議して決めて、その施行日をずらすとかいうようなこと、これは困難かも知れませんが、そういうことを私は考えます。

だから、私はいつも申し上げておりますが、この時期での税の改正について専決処分をすることには賛成できないので、反対をしていきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第43号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第44号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

それでは、議案第44号 専決処分事項の承認について御説明いたします。

議案書は6ページから、議案説明資料は10ページからでございます。

それでは、議案書の6ページを御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

次のページをお願いいたします。

条例改正の改め文でございます。

改正内容等については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の12ページを御覧ください。

初めに、改正理由でございます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、その一部が令和7年4月1日から施行されたことに伴い、令和7年度の国民健康保険税の賦課期日である令和7年4月1日付で国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び低所得世帯の軽減の拡充を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の引上げでございます。

医療給付費等が増加する中、高所得層に御負担いただくことにはなりますが、表中に掲げておりますとおり、今回の賦課限度額引上げは、医療分においては改正前の「65万円」から改正後は「66万円」に、後期高齢者支援金分においては改正前の「24万円」から改正後は「26万円」に改めるものでございます。なお、介護納付金分の賦課限度額は現行のまま据え置くものでございます。したがって、賦課限度額の合計は改正前の「106万円」から改正後は「109万円」となるものでございます。

また、今回の賦課限度額の引上げによる影響については、令和6年度の賦課状況から、医療分においては、影響世帯数111世帯、影響額1,081千円の増額、後期高齢者支援金分においては、影響世帯数31世帯、影響額572千円の増額、合計では影響世帯数延べ142世帯、影響額1,653千円の増額と試算しております。

2点目は、国民健康保険税の低所得世帯に対する軽減制度の拡充でございます。

低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、低所得世帯に対する5割及び2割軽減の判定所得を引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図るものでございます。表中に掲げておりますとおり、5割軽減においては、改正前の被保険者1人当たり加算額「29.5万円」を改正後は「30.5万円」に、2割軽減においては、改正前の被保険者1人当たり加算額「54.5万円」を改正後は「56万円」に改め、軽減判定所得の引上げを行うものです。なお、7割軽減の判定所得は現行のまま据え置くものでございます。

また、今回の低所得世帯に対する軽減制度の拡充による影響については、令和6年度の賦課状況から、5割軽減では影響世帯数延べ42世帯、影響額1,021千円の減額、2割軽減では影響世帯数延べ11世帯、影響額51千円の減額、合計で影響世帯数延べ53世帯、影響額1,072千円の減額と試算しております。

次のページをお願いいたします。

改正による影響試算でございます。今回の賦課限度額の引上げによる影響額1,653千円の

増額と、低所得世帯に対する軽減制度の拡充による影響額1,072千円の減額から、国民健康保険税は581千円増加すると試算しております。

最後に、施行期日は令和7年4月1日でございます。

なお、議案説明資料10ページと11ページに今回の改正の新旧対照表を掲載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今執行部のほうから説明があったものの中で、市長にお聞きをしたいと思うんですけど、先ほど松尾征子議員からもあったように、こういうふうな税の改正が結局3月、4月直前に決められて、4月1日から施行をしますと国が言ってきます。ただ、今回のこの改正内容を見ても、賦課限度額を引き上げる一方、今度は軽減策として低所得者世帯に軽減をすると。あめも与えながら、国民の——国保に加入されている方にはちょっと、また、そんなに高額ではなくても、こういうふうに賦課限度額が上がってきたりとかする。松尾征子議員がおっしゃったように、私も全く地方議会で議論をする前にこういうふうに専決処分をされてしまうというのにはちょっと疑問を感じます。

市長は、全国市長会、それから、県内の市長会、そういうふうなところで、この税に対してどういうふうな考えを持っていらっしゃるって、どういうふうな意見を述べているのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今回、国民健康保険税のことでこういうふうな専決処分をしたということです。税金というのは、皆さんからおいただきして、それを運用するということになっていると思います。世の中の情勢が変わっていく中で、やっぱり医療費というのが増加をしている。それをどう対策していくのかというのも国のほうで考えておられますし、我々地方の市でも考えていかなければいけないことになっていると思います。国の予算がぎりぎり採択をされて地方のほうに来ますので、その結果として従来のような専決処分をするということになっています。

そういうふうないろんな税について、国のほうにいろんな要望をしているかということですが、医療費、あるいは生活、給食費とか、市民の生活に直結するようなこと、これについては我々も議会の皆さんからいろんな意見を聞いています。そういうことで、国のほうに全国市長会から、ハード面でいえば道路の整備であったり、人に関することであれば福祉であったり、教育であったり、いろんなことを要望するわけです。そのような中で、国のほう

でも考慮をされていろんなことが決定されていくというふうに思っています。

我々も皆さん方の御意見を十分聞きながら、今後の市政にも関係してくることですので、税、それから、いろんな交付金、こういうものを含めて国のほうへ要望をしていきたいというふうに思っております。それが十分向こうのほうで考えられて、次の年の予算に組み込まれるかどうかというのは、やはり国のほうで審議をされていくものというふうに思っておりますので、我々はそういうのを単年度じゃなくて継続してやっていきたいというふうに思っています。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

市長の答弁としてはそういうふうになるのかも分かりません。ただ、やはりこれは税の増減。結局、最終的には増える分、減る分、そこの辺りを考えると、ここに書いてあるように581千円の増額と、全体から見ればそんなに大きい金額ではないようにも思いますが、これが毎年毎年こういうふうに、ボディーブローのように少しずつ上がっていったりとかすると、国民であり、また、鹿島市民の方々には影響が、少しずつ負担が大きくなっていくわけですね。

じゃ、担当課にお聞きします。この国保に関しては県で統一をしていくようになるわけですが、県としての考え、国に対してどういうふうな要望をしているのか、それについてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

染川保険健康課長。

○保険健康課長（染川康輔君）

県として国のほうにどのような要望をされていらっしゃるのかといった御質疑かと思いますが、今、伊東議員おっしゃったとおり、令和9年度の県内税率の一本化に向けて、今現在、協議を各市町で行っているところです。令和9年度の県内税率の統一というのは、今回提案している限度額の改正とは別に、現行税率の改正のほうを一本化しようという動きでございます。

今後も税率の一本化の動きはありますが、この限度額についての決まり事というのは国の政令で決められるものですので、あくまでそこは、国のほうにもし要望をとするとするならば、もう少し早い時期にこういった政令の公布などをしていただけるようお願いしていかなければならないかなと思っています。現に、先ほど市長が答弁しましたとおり、九州市長会などではそういった政令の公布の時期を少し前倒しできないかといった要望は常々出しているところですが、なかなか、やはり国会審議が年度末ぎりぎりに毎年行われるもんですから、このような3月、今回でいうと3月31日に政令が公布されたりというようなことになってお

ります。

県からの国への要望というのは、こういった引上げとか税率の改正なども含めまして、かねてから国庫の分の支出のほうは常々要望などはしていらっしゃるということです。これにつきましては、今後、私たちも県内税率統一に向けた協議の中でそういった情報などを発信していければと考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。染川課長がおっしゃるように、地方とか県がこれを決めるわけではなくて、国が大まか——上のほうで決めていくというところに問題もあるんですけど、やはりあなたもおっしゃったように、この政令の時期、これが私も非常に納得できない。それで、これに反対ということではなく、この政令の時期に関して、やはり地方から、変えていってくれというのを声を出していかないと、国自体は変わらないと思いますよ。だから、担当課長も県との協議の中にあってもそういうふうな意見を述べてほしいし、また、市長においても、それをしっかりと九州市長会、全国市長会の中でも、佐賀県の10市の市長と連携を組みながらそういうふうな発言をしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第44号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第45号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6．議案第45号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

それでは、議案第45号 専決処分事項の承認について説明いたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いします。

まず、議案書の9ページをお願いします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案書の10ページは専決処分書です。令和7年3月31日付で令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）について専決処分したものです。

別冊の議案第45号、令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第8号）の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に119,938千円を追加し、補正後の予算の総額を16,944,214千円としたものです。

2ページから4ページは今回補正の集計表、5ページから6ページは今回補正の事項別明細書となっておりますが、説明は省略します。

7ページ以降の歳入歳出の内容につきましては別冊の議案説明資料により説明いたしますので、御準備をお願いします。

議案説明資料の14ページから16ページまでは歳入歳出予算の増減比較表となっておりますが、説明は省略いたします。

17ページをお願いします。

今回の補正は、歳入では、3月交付決定分の地方譲与税や各種交付金及び特別交付税などの確定に伴うもの並びにふるさと納税寄附金などの寄附金の増を計上しており、歳出では、歳入の確定に伴う基金への積立てなどによる調整が主なものとなっております。

まず、歳入補正の主なものの概要について御説明します。

ナンバー1からナンバー9までは地方譲与税及び各種交付金などの交付額の確定によるものです。ナンバー4の配当割交付金は7,584千円の増額、ナンバー5の株式等譲渡所得割交付金は12,723千円の増額、ナンバー7及びナンバー8の地方消費税交付金は合わせて9,981千円の減額となっています。

ナンバー10の特別交付税は47,932千円の増額となっています。

18ページをお願いします。

ナンバー12のふるさと納税寄附金は、寄附金の増額見込みにより30,000千円を増額してい

ます。

ナンバー13の企業版ふるさと納税寄附金は、株式会社岡田電機様から観光振興のための寄附を5,000千円、株式会社ハバリズ様及び株式会社佐賀 I D C 様から産業振興のための寄附をそれぞれ100千円の、合わせて5,200千円を増額しています。

ナンバー14の学校教育振興寄附金は、旭九州株式会社様から教育振興のための寄附25,000千円を計上しています。

19ページをお願いします。

歳出補正の概要です。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、歳入で増額となった一般財源を財政調整基金への積立てとして60,000千円、旭九州株式会社様からの寄附を後年度に活用するため、公共施設建設基金への積立てを25,000千円の、合わせて85,000千円を増額するものです。

ナンバー2のふるさと納税推進事業は、ふるさと納税推進事業を30,000千円、企業版ふるさと納税積立金5,200千円の、合わせて35,200千円を増額するものです。

20ページは今回補正後の積立基金の状況ですので、御参照ください。

以上で報告を終わります。この専決処分事項につきまして承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

訂正をさせていただきます。43号の後、討論に立ちましたが、すみません、それは削除してください。それで……

○議長（徳村博紀君）

ちょっと待ってください。もうちょっと詳しく。

○14番（松尾征子君）

43号の後に討論に立ちましたが、それは削除をさせていただいて、そして、新たに43号、44号、45号の地方税法の専決処分についての討論をさせていただきます。

○議長（徳村博紀君）

いや、討論は45号しかできません。43号と44号は終わっています。

先ほど松尾議員、多分、43号と44号を間違って、43号のときに44号の討論をされたと思うんですよ。

43号と44号は終わっていますので、取りあえず45号のみです。

○14番（松尾征子君）

じゃ、いいです。44号でもいいなら。

ということですので、じゃ、44号ということにしないではいけませんが、これは地方税法の一部を改正する……

○議長（徳村博紀君）

45号ですよ。今は45号の討論です。

○14番（松尾征子君）

45号でしょう。

○議長（徳村博紀君）

はい。一般会計補正予算の専決です。今、45号です。43号、44号は終わっていますので。

○14番（松尾征子君）

これは地方税は関係なかとね。

○議長（徳村博紀君）

ここは地方税関係ないです。

○14番（松尾征子君）

それでは、最初のは訂正をしません。いいですか。

○議長（徳村博紀君）

いいです。

○14番（松尾征子君）

すみません、騒がせましたが、それでは、私のやり違いでしたが、とにかく、専決処分については、私はこれまでも反対をしてきましたし、国に対しても要求をするように言い続けておりますので、その点についてもよろしく願いをして終わりにしたいと思います。どうもすみませんでした。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 専決処分事項の承認について（令和6年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第45号は提案のとおり承認されました。

日程第 7 議案第46号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第 7. 議案第46号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これを提案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第46号は山口洋氏を鹿島市固定資産評価員に選任することに同意することに決しました。

以上をもちまして今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

鹿島市議会議長

徳村博紀

鹿島市議会副議長

中村和典

会議録署名議員

13番

福井正

同 上

14番

松尾征子

同 上

15番

中村和典